平成２６年（フ）第９６２号
名古屋市中川区上高畑２丁目180番地　市営たかはた荘１棟702号、従前の住所名古屋市西区浄心１丁目１番６－1308号　シティ・ファミリー浄心
債務者　中村　一也
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　尚記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０５号
熊本市中央区鍛冶屋町６番地　204号　朝日プラザ鍛冶屋町
債務者　杉安　友一
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎮西　正弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
愛知県一宮市多加木１丁目１番３－505号　サンレジデンス
債務者　金重　一也
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　康暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６０号
愛知県稲沢市平和町下起中69番地１　ｐｅａｃｅ　ｔｏｗｎ恒川203
債務者　中村　秀彦
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２０号
大津市勧学１丁目13番８号　ＴｈｒｅｅＨｅｉｍ202号
債務者　鎌田　康彦
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　掛谷　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地69
債務者　足立　勝彦
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
堺市堺区大浜中町２丁６番17号
債務者　上田　時子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
名古屋市港区金船町２丁目１番地の86　アーバネストＩＴＯ103号
債務者　松本　哲郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　知雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７号
愛知県あま市森３丁目13番地２　ライフケアあま、従前の住所愛知県稲沢市中之庄海道町28番地１　中之庄ハイツ404
債務者　佐久間工務店こと　佐久間武司
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６号
京都市下京区不明門通七条上る粉川町228番地　福野マンション402、前住所京都市南区上鳥羽角田町49番地
債務者　高屋　友明
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
横浜市金沢区大道１丁目41番２号
債務者　油原　伸一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
大分県佐伯市米水津大字宮野浦189番地２
債務者　岡部ふじみ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目19番７号
債務者　田口　博也
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４号
岩手県遠野市宮守町下宮守10地割11番地３
債務者　宗像美津子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
仙台市太白区中田町字東60番地の11
債務者　阿部ケイ子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
仙台市太白区中田町字東60番地の11
債務者　阿部　英徳
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目29番３号　ロフティＫ202
債務者　菅井はるか
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係